

第2 ガス漏れ火災警報設備

令第21条の2並びに規則第24条の2の2、第24条の2の3及び第24条の2の4の規定によるほか、次によること。

1 警戒区域

令第21条の2第2項第1号及び第2号並びに規則第24条の2の2第4項及び第5項の規定によるほか、次によること。

- (1) 警戒区域の1辺の長さは、50メートル以下とすること。
- (2) 通路又は地下道に面する室、店舗等を一の警戒区域に含まれるように設定すること。
- (3) ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓（以下この第2において「ガス燃焼機器等」という。）の設置されていない室、店舗、通路、地下道等の面積も警戒区域に含めること。
- (4) 規則第24条の2の3第1項第1号イ（イ）に規定する貫通部（以下この第2において「貫通部」という。）の警戒区域は、ガス燃焼器等が接近して存する場合において、一のガス漏れ検知器（以下この第2において「検知器」という。）を設けることで規則第24条の2の3第1号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとすることができる。この場合において、受信機の表示窓には、貫通部及びガス燃焼機器等の設置場所のそれぞれを表示すること。
- (5) 貫通部が2以上接近して存する場合において、一の検知器を設けることで規則第24条の2の3第1項第1号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとすることができる。

2 受信機

規則第24条の2の3第1項第3号、第2項及び第24条の2の4第3号の規定によるほか、自動火災報知設備の規定の例により設けること。

3 検知器

検知器の構造及び性能は、「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準」（昭和56年消防庁告示第2号）第2及び第3第1号の規定によるものとし、その設置は、令第21条の2第2項第3号並びに規則第24条の2の3第1項第1号及び第24条の2の4第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第24条の2の3第1項第1号イ（イ）及びロ（イ）に規定する「水平距離」は、次のアからエまでによること。
 - ア 単一バーナーのガス燃焼機器は、バーナー部分の中心からの距離とする。
 - イ 複数バーナーのガス燃焼機器は、各バーナー部分の中心からの距離とする。

- ウ ガス栓は、ガス栓の中心からの距離とする。
 - エ 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離とする。
- (2) 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合で、ガス燃焼器等のある室の天井面の付近に吸気口があるときは、次のアからオまでにより設けること。
- ア ガス燃焼器等から水平距離が8メートルを超え12メートル以内に吸気口がある場合は、8メートル以内の天井面に設けるほか、当該吸気口付近にも設けること。
 - イ ガス燃焼器等から水平距離8メートル以内に吸気口がある場合は、当該吸気口付近に設けることができる。
 - ウ ガス燃焼器等から水平距離8メートル以内にある吸気口が0.6メートル以上突き出したはり等により区画されている場合は、当該吸気口付近に設けないことができる。
 - エ ガス燃焼器等から水平距離8メートル以内にある吸気口が天井面より0.6メートル以上下がった位置にある場合は、当該吸気口付近に設けないことができる。
 - オ 前ア及びイにより吸気口付近に設ける場合は、吸気口から1.5メートル以内で、かつ、ガス燃焼器等から漏れたガスを有効に検知できる方向に設けること。
- (3) 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合は、次のア及びイによること。
- ア ガス燃焼器等又は貫通部から水平距離4メートル以内の床面に段差がある場合は、ガス燃焼器等又は貫通部の設けられている側に設けること。
 - イ ガス燃焼器等又は貫通部から水平距離4メートル以内に床面から0.3メートルを超えるカウンター等がある場合は、ガス燃焼器等又は貫通部側に設けること。

4 中継器

規則第24条の2の3第1項第2号、第2項及び第24条の2の4第2号の規定によるほか、自動火災報知設備の規定の例によること。ただし、各種表示灯を有するものは、点灯状況が容易に視認できる位置に設けること。

5 警報装置

規則第24条の2の3第1項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第24条の2の3第1項第4号イに規定する音声警報装置は、非常警報設備の規定の例により設けること。
- (2) 規則第24条の2の3第1項第4号ロに規定するガス漏れ表示灯は、次によること。
 - ア ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨を表示すること。
 - イ 通路に面する出入口に設けること。この場合において、一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、一の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域（以下この第2において「検知区域」という。）判別できるように設けること。

- (3) 規則第24条の2の3第1項第4号ハに規定する検知区域警報装置は、次によること。
- ア 検知区域内に設けること。
 - イ 直近に検知区域警報装置である旨を表示すること。ただし、検知器に警報装置を有する場合は、この限りでない。
 - ウ 警報音は他の警報音、騒音等と明らかに区別できること。

6 温泉採取のための設備に関する事項

(1) 用語の定義

- ア 温泉採取設備とは、規則第24条の2の2第3項に規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管をいう。また、ガス分離設備については、その名称にかかわらず、貯湯タンクなど一定量のガスを分離しているものも含まれるものであること。
- イ 令第21条の2第1項第3号及び規則第24条の2の2第1項第2号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の都道府県知事の確認を受けた温泉採取設備の場所とは、次の場所をいうものであること。
 - (ア) 温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の6第1項の規定により、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるもの。
 - (イ) 温泉法施行規則第6条の6第2項の規定により、温泉付随ガスの気泡が目視できず、近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタン濃度が、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省令告示第58号）であるもの。
- ウ 規則第24条の2の2第3項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が2面以上開放されている場合をいうものであること。

(2) 検知器の設置方法

- ア 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合
温泉の採取のための設備（規則第24条の2の2第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の周囲の長さ10メートルにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。
- イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合
温泉の採取のための設備の周囲の長さ10メートルにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けるとともに、ガスの濃度

を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

7 非常電源

規則第24条の2の3第1項第7号及び非常電源の規定によるほか、受信機の予備電源の容量が必要とする非常電源容量以上であり、かつ、予備電源の配線が規則第12条第1項第4号ホに規定する配線（予備電源が内蔵されているものは除く。）のものは、当該予備電源を非常電源とすることができる。